

# 下関市骨髄等移植ドナー支援助成金

下関市では、骨髄及び末梢血幹細胞の移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的に、骨髄等を提供した方に対し、下関市骨髄等移植ドナー支援助成金を交付します。

対象者	次のいずれにも該当する方 1 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了した方（最終同意の後に骨髄等の提供が中止になった方を含む。） 2 骨髄等の提供を完了した日において市内に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されている方（最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合にあつては、中止となった日） 3 この助成金と同様の趣旨の他の助成金の交付を受けていない方 4 令和2年4月1日以降に最終同意を行った方
助成内容	骨髄等の提供のための通院、入院及び面談の日数に応じて、1日あたり2万円を助成します。日数は次に掲げる通院等の日を合計したものとし、その上限は7日です。（14万円が上限です。） 1 最終同意のための面談 2 健康診断のための通院 3 自己血貯血のための通院 4 骨髄等の採取のための入院 5 その他、骨髄バンクが必要と認める通院等 ※骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療措置によって生じた健康被害に係る通院等の日数は除きます。
申請期限	骨髄等の提供に係る通院等の最終日の翌日から1年以内に申請してください。
申請書類	1 助成金交付申請書兼請求書 2 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類 3 骨髄等の提供に係る通院等を証する書類 4 振込先口座の通帳等の写し 5 その他市長が必要と認める書類 ※助成金交付申請書兼請求書は下関市ホームページからダウンロードできます。
助成金交付までの流れ	速やかに審査を行い、交付を決定した時は、下関市骨髄等移植ドナー支援助成金交付決定兼確定通知書により通知いたします。

**問合せ先** 下関市役所（下関保健所） 保健医療政策課

（下関市役所本庁舎西棟3階 A10の窓口）

〒750-8521 下関市南部町1-1

TEL 231-1426

※平日 午前8時30分から午後5時15分まで（祝日・年末年始を除く）